

經濟論叢

第七十一卷 第一號

- 明治前期の貿易政策 …………… 堀 江 保 藏 (1)
中共貿易の諸問題 …………… 谷 口 吉 彦 (21)
帝國主義の經濟學 (一) …………… 靜 田 均 (50)
價值形態と價值實體…………… 吉 村 達 次 (63)
ドイツ獨占資本とベルリン六大銀行
…………… 大 野 英 二 (79)
甘土料の基本的性格 …………… 柏 尾 昌 哉 (104)
-

[昭和二十八年一月]

京都大學經濟學會

明治前期の貿易政策

堀江保藏

はしがき

標記の題目は決して新しいものではなく、特に土屋喬雄・猪谷善一らの諸先輩によつて検討し盡されたものである。然るにもかかわらず、敢てここに取上げたのは、當時の經濟政策が、貿易政策を中心として体系づけられたことを跡づけんがためであつた。政策は政府の一方的な企畫ないし強制だけでは成り立たない。これを受入れる民間側の態勢が重要である。本稿ではこの点にも考慮を拂つた。また明治初年の經濟政策はよく西洋のマーカンテイリズムに對比せられるが、この点については、シュモラーやクリツシャーの見解に倣つて一應の結論を出して見た。その際、國家的統一の体制として貿易政策を幕末の攘夷運動に結びつける方法を試みた。これらの点はなお論証が十分でないことを反省しているが、大方の叱正を乞いたいと思ふ。なお本稿は、昭和二十七年五月、福岡で開かれた社會經濟史學會大會における研究報告に若干手を加えたものであり、その際、猪谷善一氏から種々御示教を受けたことをここに記して謝意を表したい。

一 貿易の狀態

明治前期の貿易統計を見ると、輸入品中に占める全製品の割合は、明治十二年までは大体五〇—六〇%台、爾後二十二年までは四〇%台、そして二十三年から三〇%台に下り、漸次低下の傾向をたどつてゐる。更に、二十一年まで精々六%台を占めるにすぎなかつた原料品の割合が、翌年から一〇%台に上り、その後次第に高まる傾向にあ

ることは、注目すべきであろう。以上に對し輸出においては、二十年頃までは食料品(主として茶・水産物)が三〇%以上、時には五〇%近くを占め、原料用製品(主として生絲)は三〇%から五〇%餘を占めて居り、全製品に至つては多くて一三%を占めるにすぎなかつた。その後日清戦争に至る間に、原料用製品の占める地位は引續き四〇―四八%であつたが、この間注意すべきは、全製品が次第に比重を増して、二十六、七年には二四、五%に達したことである。

以上の簡単な敘述によつてうかがわれるように、明治二十一、二年は貿易上の一つの轉換期であつた。勿論、輸出品中には穀物・茶・水産物・生絲・屑絲の五品が大部分を占め、輸入品の大宗が、綿絲・綿織物・毛織物・砂糖及び菓子・鐵類・石油・棉花であつた点では大した變化は見られないにしても、そこには貿易の轉換を示す次のような事實があつた。(1)貿易總額の中に占める對アジア貿易の比重が急速に大きくなつたことである。これは貿易統計によつて知ることができるが、パイロン・ブレナンは「日本商業事情報告書」(明治三十年)の中で、そこを次のように述べている。『千八百七十二年には日本の製造物輸出額僅か五十万弗に過ぎざりしが、千八百九十六年(明治二十九年)に至ては早く已に四千五百万円の巨額に達し、殆んど製造物のみを以て全輸出額の四割を占むるの形勢とはなれり。又往時に在ては日本への輸入品は悉く製作物なりしが、今や大に素生物を輸入し、其金額實に四千六百万弗の多きに達し、全輸入額の三割六分を占むるに至れり。如此素生物輸入の増加するは、以て日本貿易の亞細亞諸國に向て如何に盛大に趨きたるかを證するに足るべし。要するに、日本と亞細亞諸國との貿易は、素生物輸入と製作品輸出を以て其大部分を占むるものとす』。(2)歐米からの輸入品の中に機械類が多くなつて來たことであつて、ブレナンは右に引用したところに續いて、次のように述べている。『千八百八十八年(明治二十三年)以前に在

つては、日本に於て機械類の購入を爲すこと頗る微々たりしが、同年以後千八百九十六年の終に至るまで、外國より購入せし諸機械の價額は實に二千五百万弗に達せり。加之ならず、外國輸入品に模倣して製造したる機械の額も亦甚だ巨大にして、幾多の鑄鐵場は今や日本内地各所に設立せられ、既に單純なる機械類の如きは、自國製品を以て充分使用に供するに足るの進歩を見るに至らしめたりき。尙茲に記憶すべき一事あり。抑々機械類は他の諸物品の如く消滅虚無に歸するものに非ずして、製作業に對し長く積極的の固定物となれるを以て、年々歳々之れが輸入の増加するは、亦日本の製造國として一定の期限中其程度を増進しつゝあるを表示するものたるを知らざるべからざるなり。』

この第二の点は、引用文にもある通り、日本の工業國化の進展の状況を如實に示すものであつた。尤も、これは(1)の点と未だ必ずしも直接のつながりがあるわけではなかつた。というのは、例えば清國への輸出品の大宗は相變らず水産物であつて、外に重要輸出品となつたものには、マッチ・石炭・硝子製品・洋傘などを數えるにすぎなかつたからである。たゞ注意すべきは、明治二十三年に始めて九十三ピコル(金額にして二千三百六十円)輸出された綿織絲が、爾後急速に増加して、二十七年には三万五千ピコル(九十五万円)になつたことである。總じていえば、明治前期において工業製品として輸出せられた主なるものは、絹織物を筆頭とし、マッチ・疊表・藥品(樟腦を含む)・玩具・眞鍮及び銅器・陶器・麥幹眞田・敷物・洋傘・紙・扇子・油及蠟・綿絲・綿織物などで、その大部分はわが國在來の生産物であり、外にマッチ・洋傘・石鹼・メリヤスのような舶來産業製品もあるが、これらは手工業またはマニファクチュアの域を脱するものでなく、機械製品としては僅かに綿絲が頭をもたげたにすぎなかつた。しかしながらその中において、マッチ以下の舶來産業製品が逸早く歐米品に伍して、或いはその競争を退けて、東洋市

場へ進出するに至つたこと、及びそれを先達として綿絲が頭をもたげて來たことは注目すべきである。

ひるがえつて、貿易のバランスを見ると、明治十四年に紙幣整理に着手せられるまでは、殆んど毎年輸入超過であつた。その根本的な原因は、近代産業の未發達、それにも拘らず生活の各部分において近代化が要求せられたこと、これであるが、貿易のアンバランスを促進したものに金紙の開きがあつた。簡単にこれを見ると、明治四年に新しい貨幣制度を立てたとき、金銀比價を歐米のそれに倣つて一五：一としたが、その後世界的な銀價下落のため十一年には一九：一となり、かくて金貨は流出し、代つて洋銀が流入することになつた。加うるに國內では不換紙幣が濫發せられ、銀紙の間にもまた價値の開きが生じた。これによつて生じた國際的な金物價とわが紙幣物價との間の大きな開きが輸入を促進したのであつた。

しかしながら、當時の人々の意識において、貿易のアンバランスの最も大きな原因として考えられたのは、貿易の權を外商に握られていることであつた。わが物價水準の高いことが輸入超過の原因であることを理解している向きもあつたが、政府當路者をも含めて、貿易に關する強力な意見が現われている限りにおいては、輸入超過が正貨流出の原因であるとし、この原因を取除く方法としては、國內産業を振興することと併せて、日本商人が直接に貿易に従事することが最も肝要であるように論ぜられた。かくて次に述べるように、特に直接輸出を奨励するような諸々の方策が立てられたが、明治十五年以降、輸出が逆に輸入に超過するに至つて後も、この政策は引續き踏襲せられたのであつた。

(1) 東洋經濟新報社編「日本貿易精覽」、朝日新聞社編「日本經濟統計總觀」その他による。

(2) 「日本商業事情報告書」六六頁。

(3) 同上、八一—二頁。

(4) 「東京經濟雜誌」第三號所載「金貨騰貴」參照。

二 貿易政策（直輸出振興策）

貿易の上でわが國が不利な立場に置かれている原因の最も重要なものが、外商の手に商權が握られていることにあると考えられていた當時において、貿易政策の中心に位したのは、直輸出の振興であつた。以下まずこれについて、二三の項目に分つて述べよう。

(イ) 海外市場への邦品の宣傳および涉外市場調査 邦品の宣傳については、明治六年のウイーン萬國博、九年のフィラデルフィア萬國博、その他の海外博覽會に參同したことがその主なるものであつて、明治十八年までに前後二十回に五つて海外の博覽會に參加し、わが國産品の宣傳につとめた。

海外市場調査については、諸國に駐在領事を置き、また別に官吏を派遣して『本邦物産の品類彼地適否の實況及び販賣の模様』を調査せしめ、以て輸出の振暢をはかつたことを擧げることができる。海外に初めて領事を置いたのは明治三年で、チャールズ・ワルコット・ブルツクスなる人をサンフランシスコに駐在させたのがそれであるが、五年になると上海・ニューヨーク・福州等に日本人領事を派遣し、その後世界各國にこれを置くようになった。特に明治七年十一月には、領事の重要な職務として、彼我輸出入品の數量および價格を調査し、これを大藏省に報告することを規定し、爾來、各國との貿易關係の調査には格別の注意が拂われることになつたようである。

(2) 海外試賣 これについては色々の事例がある。明治七年、澁澤喜作に託して茨城縣外十一縣産の紅茶の見本

をイタリへ携行させたとか、八年に勸業寮試製の紅茶を歐米各國へ試賣したとか、同年勸業寮八等出仕、神鞭知常に生絲・茶その他の見本を携行せしめて米國へ派遣したとかがそれである。そして見本品は生絲や茶ばかりでなく、米・麥・粟等の穀物、麻・煙草・樟腦・醬油などにまで及び、試賣先は歐米・印度・支那などに亘つた。この試賣は民間の商社が海外に支店を設置するまで續けられたものであり、またその間は試賣から進んで貿易金融を政府自ら行つた。即ち當時わが國では荷爲替の便法を持たなかつたので、例えば生絲に例をとれば、勸業寮は米國向けの改良製絲を奨励し、その製品を審査して合格品を一旦同寮へ買上げ、米國へ持つて行き、その代金は同地駐在官吏が領收して日本へ送金するというようなことをやつていたのである。いわば貿易金融の官營であつて、政府が輸出に如何に努力したかは、この点だけを見ても容易にうかがわれるであらう。

(一) 民間業者の保護奨励　かかる間に、民間において直輸出に乗出す者が現われた。松尾儀助の起立工商會社(明治六年)、大倉喜八郎の大倉組(同年)、井上馨の先收會社(同七年)、九年三井組の國産方に合して三井物産會社となる)、森村市左衛門の森村組(九年)、連水堅曹等の同仲社(十三年)、早矢仕有的・朝吹英二らの日本貿易商會(同年)、横濱紅茶商會(十四年)などがそれである。この外、製絲業者の中には、商人の手を経ないで、自から製品を直接に米國へ輸出しようとする者もあつた。二本松製絲會社の佐野利八、群馬縣水沼製絲所の星野長太郎らがそれである。上掲の同仲社も、實は製絲業者を糾合して設立せられた商社であつた。

以上の直輸出を行わんとする者に對する政府の保護奨励の仕方は、次のようであつた。(1) 補助金を與えて貿易會社を設立させるもの。起立工商會社がそれであるが、日本貿易商會もこの例に入ると推定せられる。(2) 政府が輸出の仲介に當り、代金を補償する方法。その例は佐野利八や星野長太郎らの生絲輸出に見られる。(3) 荷爲替を補

償する方法であつて、例えば日本貿易商會に對する横濱正金銀行の幌尻は、大藏省へそのまま引繼ぐ規定であつたから、正金銀行は自分の腹の痛まぬ勘定で寛大に輸出資金を融通することができた。また横濱紅茶商會についてもその紅茶輸出に對し、政府は時價十分の爲替金貸與方を正金銀行に命じた。(4) 政府がその工場で製造した紅茶その他の製品の輸出を委託する方法。三井物産會社や大倉組にその例が見られるが、同伸社についても、同社が最初に取り扱つたのは、官立富岡製絲場の製品であつた。

ここで一言すべきは、横濱正金銀行についてである。同行は明治十二年に、貿易金融の便を開き、および金紙の値開きに基づく正貨の流出を防止する目的で設立せられたものであるが、直輸出奨励政策に關連して重要視すべきは、貿易金融、特に日本の直輸出業者に對して輸出資金を融通することであつた。當時の輸出は、周知のように、殆んど全部外商によつて營まれていて、日本の貿易商と稱する者は、これらの外商に賣込みを行うにすぎず、その間の取引はすべて現金取引であつた。従つて、横濱に存した二、三の外國銀行の支店が營むところは、すべて外商相手の取引であつて、日本商人には無關係の存在であつた。かくて日本商人が円滑に直輸出を行ひ得るためには、日本の爲替銀行がなければならぬ、ここに同行設立の重要目的があつたのである。

以上、直輸出奨励に關する主なる方策を掲げた。それらはすべて明治十四年以前に行われたもので、同年の政變ならびに産業政策の轉換の後には、このような方策は見られなくなつた。それには、十五年から貿易が起りに轉じたことも擧げなければならぬであらう。しかし直輸出奨励の意圖が冷却したのではなかつた。明治二十二年に特別輸出港規則を制定し、爾後二十六年までに四日市以下十數港を指定したことがそれを示している。これは日本船籍に屬する船舶もしくは日本人借入れの外國船に限り出入を許可する貿易港であつて、主として朝鮮・シベリア各地

その他に對する輸出貿易の興隆を目的とした。ブレナンはその報告書の中で『日本政府の波々として獎勵するところのものは、外國貿易をして在留外國商人の手を脱し、日本商人をして直接に之れが取引を爲さしめんとするにあり。而して其理由とする所は、總て日本の物品を輸出するにも、外品を輸入するにも、悉く外人の媒介によるが爲め、神戸及び横濱に於ける外人は唯だ賣買の仲次のみを爲して巨額の利益を壟斷するものなれば、若し此の仲次事業を日本人の手中に歸せしむるに至れば、其利益は舉げて悉く内國人の財囊中に入るものなりとするにあり』といひ、また『日本政治家の論據とする所は、万口一談孰れも外國貿易の隆盛を期するにありとするも、實行の点を見れば言行の不一致なる、智者を待つて後に知らざるなり。即ち其の行爲は決して貿易額の増加を計るものに非ずして、日本人たる商業者をして悉く其商業を掌握せしめんとするに過ぎざるなり。故に日本官吏の腦裡には、日本商人にして生絲の一千梱を横濱の外國商人に賣りたると、直に之れをリヨンの商人に賣りたると非常なる選庭を付するもの如し』と述べている。このような意圖が日清戰爭直後に現われたものが、三十年の生絲直輸出獎勵法の制定であり、三十三年の重要輸出品同業組合法の實施であつた。

- (1) 貿易政策の概要については、上屋喬雄「産業史」(現代日本文明史、第八卷) 一二四頁以下參照。
- (2) 鶴見左吉雄「日本貿易史綱」二四八―二五〇頁
- (3) 「明治前期勸農事蹟録」下巻、一三二〇―一三二頁
- (4) 藤本實也「開港と生絲貿易」下巻、四六九頁
- (5) 同上、四七〇頁 (6) 同上、五一六頁
- (7) 土屋、前掲書、一三一頁 (8) 「明治前期勸農事蹟録」下巻、一三二四以下。
- (9) ブレナン「日本商業事情報告書」五八頁 (10) 同上、一五九頁

(四) この法律は、英國から條約違反である旨の抗議を受け、制定後わずか二カ月で廢止せられた。

三 直輸出振興の必要性

以上のように、當時の貿易政策は直輸出の振興に重点が置かれていた。政府自ら試賣その他の形でこれにたずさわることから始めて、貿易商社や輸出品生産者を保護する方向に進んだ。何故直輸出に重点が置かれたか。その第一の理由は、貿易の權が外商によつて壟斷せられていることが、國際貿易上、わが國を不利な地位に置く所以であると考へられたことである。例えば大久保利通は明治八年の建議書「海外直賣の基業を開くの議」において「皇國開港以來外國貿易の形情を察するに、商權は概ね外商の手に有せられ、我商賈は到底彼の籠絡に墮るを免れず、既に従前横濱に於て我國民の内往々寒商より傑起し一時豪商の名を占有せしもの有りと雖も、隨て起り隨て倒れ、遂に外商と拮抗して能く商權を維持する者あるを見ず、退て其然る所以の原因を尋ぬるに、一は國商未だ海外通商の道に練熟せざるの致す所、一は國商の資金薄少なるを以て、持重耐久の力なきに由るものなり」と述べて直輸出政策を進言し、進んで勸業寮において相當の人物を説諭し結社せしめ、これに輸出を取扱わせる案を掲げている。政府當局者の直接貿易論者として有力な者に前田正名があり、その「直接貿易意見書」（明治十二年）は特に注意すべきであるが、彼は、二十五年に書いた「所見」の中でもこの点に觸れ、「今や商權を回復せんと欲せば、先づ直接貿易の力を以て彼の居留地の城廓を撤去せしめざるべからず」云々と述べている。

直接貿易は勿論民間業者の要望でもあつた。例えば福澤諭吉の筆になると稱せられる「丸屋商社之記」（明治二年）に曰く「抑も外國人の我國に來るは唯和親のために非ず、其實は貿易を行わんがためなり。現今外人の我國人

に接する趣を見るに、文學を傳る者あり、技術工業を教る者あり、法を講ずる者あり、武を演ずる者ありと雖ども是等は皆外國交際の枝末にて、彼の大眼目は唯貿易に由て利益を求るの一事に在ること固より論を俟たず。然るに今この貿易商賣の權を外人に占られ、坐してこれを傍觀するは、日本人たる我輩の義務に背くと云ふ可し。一度び貿易の權を失ひ、彼に致され、彼に依頼し、彼の元金を借り、彼の社中に役せられ、或は我社中に彼の國人を招き、これを尊びこれを仰ぎ、其指令の下に奔走する等の勢に陥ることあらば、國の災害これより大なるはなし。斯くの如きは國其國に非ずと云ふも可なり」と。また前述の貿易商會の開業に當つて朝吹英二が行つた演説の一節に曰く「目今我日本國の貿易に就き眞の利害は輸出入不平均のみの表面に在らずして、別に深き原因の存する所あるや明なり、蓋し余輩の所見に於て其原因とする所のものは、我人民の占有すべき商權を放却して之を外人の手に任したるの一点に在りと明言せざるを得ざるなり」と。この貿易商會や同仲社の設立、その他多數の直輸出を企てるものが現われたのは、同じような意圖に基づく事柄であつた。

尤も、直輸出によつて、直ちに在來の方法による以上の國民經濟的利益がもたらされるとは限らなかつた。すなわち賣込商いは現金取引であつて、たとえ外商が種々の好策を弄したとしても、賣れることには間違ひなく、また商品は即座に現金になる便益があつたのに對し、直輸出においては、買手の發見が容易でなく、賣れても現金が支拂われるまでには數カ月を要するから、その間の金利を見なければならず、また輸送途上の危険を負擔しなければならぬ。かくて、直輸出の奨励政策や企てに對しては、特に賣込屋が好意を示さなかつたばかりでなく、五代友厚の如きは詳細なる意見書を提出して直輸出はその利弊を十分に検討すべき事柄であることを縷々開陳している。それにも拘わらず、政府並びに民間のいわゆる先覺者は、直輸出の必要を聲高く叫んだのであつた。

第二の理由は、直輸出によつて多少ともに正貨の流出を防止し、進んで正貨の流入を圖ろうとすることにあつた。例えば大久保利通は、明治八年、大藏卿大隈重信と共に三條實美に何書を呈して、輸出物品を以て外債の償却に充つべきことを述べているが、その要旨は、外債の償還を正貨現送の方法によらず、わが國産中英國で需要せられるものを選んで、勸業寮において國債準備金で買上げ、これを輸出して得た外貨で償還する方法を用うべきであるといふにあり、これによつて兼ねてわが貿易商の奮起に資することができると説いている。この考え方は既に海外試賣の中に現われているが、進んで政府は、正貨をわが國へ取寄せるために、直輸出業者を利用した。これを日本貿易商會について見ると次の如くである。『其頃政府は紙幣整理の目的の下に世界の市場から盛に銀を取寄せる際であつたから、貿易商會を利用して生絲輸出の代金に銀を受取り、國庫に收めて内地の商人に紙幣を渡し、斯くして集めた銀を市場の都合により五代才助に賣出させて銀と紙幣との差を有利に調節したもので、(中略)商會の利害をはなれて政府の御用を務めた場合も毎度のことであつた。』

第三に、直輸出政策が明治七、八年になつて活潑になつたのについては、ウィーン万国博の經驗、岩倉具視一行の米歐巡回による知見、その他種々の條件があつたであろうが、ここで特に注意したいのは、明治七年における小野組の倒産である。當時小野組は全國各地に支店を設けて居り、これによつて地方細民、就中白河・二本松・福島地方の蠶絲業者は資金融通の途と販路とを見出していたわけであるが、その倒産によつてその途が絶たれた結果、『細民營業の資を得るに所なく、殆んど廢業失業の困厄』に達し、『加うるに小野組鎖店以來世上の金主各疑懼の念を生じ、既出の貸金は一時に之を收集し、新たに貸付するものは必ず地金銀公債證書及び地券等の如き確實堅固の抵當に非ざれば之を肯んぜず、若し抵當なくして貸付する少數の金額は其利子一ヶ年四割乃至六割』に騰貴するこ

とになつた。これは大久保が前述の「直輸出建議」の中で詳細に述べているところであるが、實に、これは彼の尙商論の根據となつたものであつて、即ち、彼はこの建議の冒頭に「夫れ國の物産たるや、農を以て天造の功を賛け工を以て人作の巧を遂ぐ、故に物産繁殖の順序は農を勧め工を勵ますに在り、然るに其所出の物品之を要むる者稀れに之を消費する者少なければ、何の術か善く農を勧め工を勵ますを得んや、而して其間に介し之を農工に取り之を需むる者消費する者とに分賦し、以て其物品を布暢流通せしむるものは則商なり、然らば則物産の繁殖は農工勸獎の方法其宜を得るに在り、農工勸獎の方法は商業を伸張し販路を疏擴し以て澁滯壅塞の憂無からしむるに在り、是勸商事務の至急最重なる所以なり」と述べ、次いで直輸出の重要性とその振興方策に説き及んでるのである。

- (1) 「大久保利通文書」第六、四六五頁以下
- (2) 前田正名「所見」六九丁。なお正名の直接貿易論は、吉川秀造「前田正名の産業論」(同志社商學、第二卷二號)に詳しい
- (3) 「明治文化全集」第九卷、四八九頁。(4) 藤本實也「開港と生絲貿易」下卷、五一〇頁。
- (5) 「横濱開港五十年史」下卷、五三九頁、藤本、前掲書、五五三頁以下参照。
- (6) 「直接貿易意見書」(國會圖書館藏、稿本)
- (7) 「大久保利通文書」第六、四六一頁。(8) 藤本、前掲書、五一六頁。

四 貿易政策の客体と主体

明治前期特に明治十四年に至る數年間の貿易政策は、直輸出を主題として頗る活潑に行われた。その中には政府が自から輸出品の販賣にたずさわるといふが如き積極的な方法も見られた。勿論それは官營貿易とは自ら趣きを異にした。既に明治二年、「官途に立つ者苟も商賈と利を争ふことあるべからず」として商權を商民に委ねる態度を

明らかにして居り、前述の大久保利通の直輸出建議にも、海外直賣の途を開くべきではあるけれども『其事たるや固より官之を爲すべからず』と述べ、『一二の商人を誘い、相當の資本を付託し、一舗を横濱に設け、他日商業の模様によりては海外に分店を設置せしめ』る計畫を開陳している。従つて民間商社が海外に取引先若しくは支店を設けて直輸出を始めるや、政府は勸業寮製の紅茶、各府縣民に勸めて生産させた紅茶その他の輸出をこれらの商社に委託しているのである。

そこでまず政策の對象となつた輸出業者について一言しよう。

明治初年の多くの貿易業者は、名は貿易業者であるけれども、實は賣込み屋（贖商人）に外ならなかつた。利通が寒商から身を起して、豪商となるものが屢々見られるが、直ぐまた倒産するといつてゐるのは、この種の商人である。ところが政府が貿易政策の對象とした商人は、これらと稍々趣きを異にした。即ち積極的な商業資本家であつた。尤もその出自や生産業との關係は一樣でなかつた。星野長太郎は水沼製絲所（群馬縣）の經營者、佐野利八は元小野組の二本松製絲會社に勤務、後自から福島に佐野組を起して改良折返絲の製造に従事した人である。直輸出會社として明治二十年頃まで踏止つた同伸社は、群馬縣をはじめ各地の生絲製造業者を糾合して起されたものであつて、初代社長には富岡製絲場の場長であつた速水堅曹が官を辭して就任した。この外横濱紅茶商會、新産社など、製造業と直結した貿易業者が多數あつた。

同伸社と並び稱せられた日本貿易商會は、岩崎彌太郎・福澤諭吉らが肝煎り役となり、時の大藏卿大隈重信に説き、その後援を得て創立せられたものであつて、社長には丸善の創立者早矢任有的、取締役兼支配人には三菱會社から入つた朝吹英二がこれに任じた。従つてこれは、同伸社と異り、自分の生産的基礎を持たない純然たる商事會社

であつた。三菱會社には別に商事部があり、二十二年に獨立して三菱商事となつたが、これと拮抗する三井物産は元々長藩出身の井上馨が益田孝等を誘ひ、資本金の大部分を伊勢の豪商岡田平藏に求めて設立したものであつて、これまた純然たる商事會社である。大倉組は越後新發田の商人大倉喜八郎が、大久保の勲獎に應じて起した商事會社、起立工商會社は肥前の茶商松尾儀助が、これまた大久保の後援を持って創立したものである。森村市左衛門は江戸の馬具商、夙に幕末より貿易に従事せんことを念願していたもので、弟豊が米國の商業學校を卒業するのを待ち、明治八年、ニューヨークに店を開き、内地の雜貨を買集めて輸出を業とするに至つたものである。又特に名古屋地方の陶器に着目し、後年、日本陶器會社を創立したことはこゝで述べるまでもない。

以上を通覽するに、政策の客体となつたものは、旧來の商人、マニユファクチュア經營者、商人化した士族であるが、別の観点に立てば、それらは殆んどすべて商業資本であり、その基礎となる生産形態は、問屋制家内工業乃至はマニユファクチュアであつた。尤も當時の貿易の狀態が前述の如くであるにおいては、そのまゝでは許されず政府は明治七・八年以降、貿易政策を活潑に行うと同時に、輸入の防遏を目的として紡績業・毛織物工業などの近代化政策をとり、やがてその生長の嚆には、これを以て商業資本の生産的基礎にしようとして企てたのであつた。

政策の主体である政府を構成する人々が藩閥の有力者であつたことはいうまでもない。そして彼等は封建社會の中に人と爲つた人々であるが、その封建社會は江戸時代には單なる身分的社會ではなく、領國として編成せられ、その經濟的側面がいわゆる領域經濟であつた。「大久保利通文書」などによると、當時國家として表現せられたものはこの領國、即ち藩であつて、そこでは國產獎勵、國產專賣など、商業資本段階に即した經濟政策が行われていた。そこにおける商人連もこの領國の富國強兵政策の一翼を擔當することによつてはじめて驥足を伸ばし得る状態

であつた。この領國にあつて直接に經濟政策を擔當していた人々が新政府に入つて政治の局にあたり、以前の對他國意識を對外國意識に高め、以て實行したのが貿易政策であつたのである。従つてそれは、旧時諸藩の産業政策を國家的規模にまで高めて再生産したものに外ならないといふことができる。その内容や方法、或いは商人に對する考え方に、重要な諸種の相違はあるが、共通するところは、要するに、商業資本に經濟發達の主導性を認めたことであつて、それは當時の經濟發達の段階から見て、まさに然るべき事柄であつた。

これに關連して一言すべきは、政府と貿易業者との關係である。海運政策や工業政策におけると同様に、人的にも物的にも、政府當路者と業者との間に特定の關係が結ばれたことは、所々で掲げた。しかしこれを以て直ちに政商的のつながりを云々することは妥當ではなからう。そのことはむしろ政府所用品、特に武器艦船の輸入面について見るべきであり、明治七、八年頃逸早く英國その他に支店や出張所を設けた三井物産・大倉組などを注意すべきであると思ふが、ここでは推應に止め、資料を得て研究することとした。

(1) 以下、藤本實也「開港と生絲貿易」下巻、「續濱開港五十年史」下巻による。後者によれば、星野長太郎の勸説に應じて十年頃、群馬縣に直輸出用の製絲を目的とする六つの製絲組合が起り、彼はその統轄に任じ、更に十三年、彼を創立委員として上毛繭絲改良會社が設立せられ、輸出生絲の改良に多大の貢獻があつたといふ。(五四一頁以下)

(2) 例えは、安政六年九月の藩主への上申書(「大久保利通文書」第一、二六頁以下)。ところが慶應三年の「討幕の宣旨降下を請ふ書」を見ると、國家という言葉を今日の意味に用いている(同上、第二、一一頁)。因みに藩なる語は、朝廷の藩屏に出づるものと思われ、公語となつたのは維新以後のことである。

五 貿易政策(經濟政策)の性格

明治政府の經濟政策は、個々の部面については草創の時から見られた。二年に通商司の下に通商會社・爲替會社を設立させたこと、翌年同じく回漕會社を設立させたこと、五年に國立銀行條例を發布し、また富岡製絲場を官設したことなど、限りなく数えることができる。けれども、貿易政策を中心として經濟政策の体系ができて上つたのは明治七・八年以降であつた。これには岩倉全權大使一行の米歐巡遊によつて、わが國經濟の後進性を深く内省したこと、殊にその一行に加わり且つ歸朝後征韓論争において外征よりも内治の急務なる所以を力説し、遂に内務省を新設した大久保利通が、その卿として經濟政策を殆んど獨占的に擔當したこと、が與つて力があつたであらう。その經濟政策の窮極の目標は要するに富國強兵であり、特に貿易のアンバランスを回復し、金銀の流出を防止することに重点が置かれた。さればこそ、輸入に基く金銀の流出を防止するためには輸入品（絹絲・毛織物・砂糖）の近代技術による國産化を企てて、多くの官營模範工場を設立し、更に邦人の直輸出に重点を置いて貿易政策を立てたのであつた。而もかゝる政策は民間人も相呼應するところであつて、前述「丸屋商社之記」その他に見えるように、人々は口を開けば商權の回復を叫び、富國強兵を唱えた。かくて政府・民間相呼應する情勢の下に貿易政策を中心とする經濟政策の体系が確立したのであつて、海運政策も工業政策も農業政策も、貿易を度外視しては理解し得ない状態となつた。勿論、明治十四年の農商務省の設立を以て經濟政策の積極性は一應姿を消した。併しそれは政策の轉換とは異なる。日清戦争を終つてわが國の經濟の近代化が確立の過程に入るや、それは再び積極的な姿を以て立現われるのである。そこで改めて明治前期の經濟政策の性格を要約して見ようと思ふ。

(1) 貿易政策は、特に直接輸出に重点を置き、それが直ちに貿易に利益があるかどうかを必ずしも十分に検討することなく、ひとえに商權を日本商人の手に取戻そうとしたという意味で、幕末以來の攘夷思想・攘夷運動が形を

變えて現われたものといふことができる。この点についてブレナンは『數十年前日本人の有せし鎖國主義の精神は今猶ほ依然として存在し、一種異様の假面を以て一方に現出するに至れり。(中略) 彼等の期望する所は、日本の産物を海外諸國に運送し、之れが交換として外國貨物を持歸る者は、必ずや日本人ならざる可からず、日本の港灣に入るの船舶は悉く是れ日本國旗を翻すものならざる可からず。故に國富を増殖せんとする諸事物は、万般悉く是れ日本人の手に於て遂行せられざる可からずと云うに在り』³⁾ といひ、ワグネルも「第二回内國勸業博覽會報告書」の中で『最近日本の情態大に改まり、頗る外風を逐うと雖ども、千緒万端元より其規を同うせず。外人或は進んで其力を農工百般の事に致さんと欲するも之を許さず、又敢て其資本を下さんと欲するも亦た之を縦さず、往々外人の知識を假用するあるも其區域甚だ狭く、之を他國に比するに大いに遜庭あり』と述べている。

このような排外的な態度は、政府當路者・民間人を通じて一般的な態度であつた。先に生絲の直輸出政策に對して賣込屋が反對したことを一言したが、それは眼先き直輸出よりも濱賣りの方が利益があると考へたからであつて彼らもまた現状を以て甘んじたのではなく、外商の横暴を抑壓しようとした点では、やはり排外的な態度を持つていたと見なければならぬ。それが端的に示されているのは、明治十四年の連合生絲荷預所事件である。預所設立の要綱は、店頭區々の取引を排し、一大中心市場を作つて内外商人が對等公平な取引を行うこと、生絲検査も從來の買方一方の検査に任せず、まず賣方たる預所で検査してそれを標準とすること、完全な倉庫を設立して、生絲の保管に万全を期し、金融の圓滑をはかるために生絲を擔保に貸付業務を營み、投資・賣崩の弊を矯正することなど、要するに、同所設立の趣旨は、從來の商習慣における囚襲を除き、外商の跳梁を抑えて商權を回復することを主眼としたものであつた。政府もこれを後援した。しかし同所が設立せられると、買方(外商)が獨り競争しなければ

ばならず、個々の賣込み屋から買うのに比べて大いに不利益となるので、外商は強硬にそれに反対し、紛糾を累ねたが結局和解が成立して、預所は居ること數カ月にして十五年六月に解散した。

以上の事柄から導き出される結論は、貿易政策を中心とする經濟政策は、國家的統一の体制であつたということである。ここに國家的統一の体制とは、國民の眼をすべて對外貿易關係に向けさせ、すべての國內的な利害關係の對立を緩和し、かねて政府の指導力を強化しようとしたことであつて、攘夷の夢が未だ醒めやらぬ當時においては頗る効果的な政策態度であつたといわなければならない。

(2) 同時にそれは國力の体制であつて、すなわち國家の政治力、一般的にいって國力を増進するために國內の經濟力を結束することに主眼が置かれていた。この事は第一の点と併せて、不平等條約改廢の目的を達成するために不可欠の前提であつた。この点西歐諸國においては、強力な植民帝國を創成することによつて、國力を充實して積極的に諸外國に對抗せんとしたものであるが、當時の我が國の國力体制は内面的充實に重点が置かれたという意味で、未だ消極的であつた。

(3) 國力を増進し國の政治力を高めるための手段として、輸入の防遏・輸出の促進に政策の重点が置かれ、あらゆる政策は貿易バランスの回復に着眼せられた。そしてその直接の指標となつたものは貨幣の流出入であつて、ブレナンは『日本政府は總て外國人の日本にて收得せし金銭は、即ち日本の損失となるものなりとの奇怪な觀念を抱』⁽¹⁾ いていると述べているが、大久保利通はこの問題を深く國力の観点から論じている。すなわち明治九年五月に大隈重信と連署して三條公に呈した長文の建議書⁽²⁾において、金貨流出の原因として、海關の稅權なきこと、金本位制の確立せざること、世界的に金價の騰貴せること、その他を掲げ、『此の如くにして荏苒數年を繰返せば、内國

の貨幣は全く地を拂うて盡くるに至らん」といい、これを防止するの途は他なし、貿易その權衡を得、輸出入平均を得るにありと述べ、進んで貿易がバランスしないのは物産が起らないからであり、物産が起らないのは「内國資本の財用に乏しく、人民薄利を以て其資金を得る能はざるに在り」、よつて政府は宜しく貸付局を設け、資本手形を發行する方法を用うべきであると論じている。

貸付局設置案は政府の容れるところとならなかつたが、當時の産業政策の根本方針は、右の建議書にあるところと同一であつて、すなわち輸出を極力獎勵する一方において、輸入品に拮抗する國産の興隆をはかるために積極的な保護助成策を講じ、特にその技術面については、已れを虚しうして泰西の様式を移植しようとした。というよりも、國家權力の下に、商業資本を主導者として、資本蓄積を強行しようとしたのであつた。ここに、貿易政策が經濟政策全体の中心に置かれた意味があり、當時の經濟政策は貿易政策を軸として体系づけられていたと考えられるのである。

以上によつて、明治前期の經濟政策は、これをマーカンテイリズムと呼ぶことができる。尤もそこには後進國としての特色があり、特に國力の内面的な充實に力点か置かれたところに、それが顯著であつた。それはともかくとして、貿易を中心とするわが國經濟政策体系の一般的な特徴が、既に明治初年に打ち出されたものであることは、以上の敘述からして間違いない得るところであらう。

- (1) 拙稿「明治初年における日本經濟への内省」(經濟論叢、第五七卷八號) 參照。
- (2) 「維新産業建設史資料」第二卷、内務省第一回年報、解題(土屋喬雄稿) 參照。
- (3) 「日本商業事情報告書」一六五頁。日本人の外商排撃の態度に關連して、ブレナンは、當時清國では外商に國內配給權を

許與しているのに對し、日本では全くそれを與えていない旨を指摘しているが、この点は外國資本主義の進入に對し、日清兩國の對應の仕方の相違の一端を示すものとして興味深い。

- (4) 土屋喬雄編「維新産業建設論策集成」五〇六頁
- (5) 詳しくは、藤本實也「開港と生絲貿易」下巻、五九〇頁以下參照。
- (6) ブレナン、前掲書、一六四—五頁。
- (7) 「大久保利通文書」第七、一一九頁以下。